

「新型コロナウイルスかも？」 受診のめやす

37.5 度以上の発熱・風邪の症状がある

●まずは家で安静にする●毎日体温を測り記録する

強いだるさ
息苦しさがある

高齢者・妊婦の人
基礎疾患のある人
(糖尿病・心不全など)

すぐに相談

2日続く

4日続く

帰国者・接触者相談センター相談窓口
(福井健康福祉センター)

電話 0776-36-3429 (8時30分～21時)

ゴールデンウィーク中も
不要不急の外出を控えて
ください



町内飲食店を応援しよう！ 広報永平寺 5月号 P24 に掲載

厚生労働省の電話相談窓口

電話 0120-565-653

(9時～21時)

永平寺町相談窓口

電話 0776-61-1967

(平日 8時30分～17時15分)

永平寺町
公式 LINE
はじめました

永平寺町
テイクアウト応援事業
「#永平寺町近助メシ」

広報
臨時号②

令和2年
5月1日発行

国の支援 給付対象者1人につき

◎一律10万円「特別定額給付金」仮称

(令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている人が対象)
世帯主が、同一世帯全員分を申請できます。給付は原則申請者(世帯主)の名義の
銀行口座への振込みとなります。

マイナンバーカードで
オンライン申請できます

国が専用サイトを作成中です。
町は5月11日に開設予定です。

5月11日頃から申請書類一式
を順次発送※します。返信用封筒
にて申請(郵送)してください。
早めの申請をお願いします。

振込み予定

第1回…5月29日(5月21日までの申請書到着分)
第2回…6月15日(5月22日～6月1日申請書到着分)
順次、2週間に1回振込みを予定しています。
あくまでも予定ですので、諸般の事情により変更する
場合があります。目安としてご確認ください。

※お手元に届くまでに1週間程かかる場合があります。

問合せ 住民生活課 電話 0776-61-3945

◎一律1万円「子育て世帯への臨時特別給付金」仮称

(令和2年3月分の児童手当の受給者※に対して給付) ※新高校1年生まで
所得限度額以上による特例給付受給者(月額5,000円)の人は給付を受けることができません。

問合せ 子育て支援課 電話 0776-61-7250

町の支援

新型コロナウイルス感染症の長期化により、町民の暮らしや事業者を経済的影響が
及ぶ中、永平寺町独自の経済対策を行います。

◎子ども生活応援給付金 (未就学児、児童生徒の保護者対象)

一律2万円を臨時給付

令和2年4月1日現在で、永平寺町に住民登録
がある0歳児から中学校3年生までの児童に対し
て5月20日給付予定です。

手続き不要
5月13日以降に振り込みの内容
を記載したお知らせを郵送します。

問合せ 子育て支援課 電話 0776-61-7250

◎水道基本料金の減免 (全世帯対象)

量水器口径	減免額(6か月分)	
	現地メーター	遠隔メーター
13mm	6,930円	8,250円
20mm	7,260円	8,712円
25mm	7,392円	8,778円
30mm	7,392円	—
40mm	7,788円	—
50mm	9,570円	—
75mm	14,520円	21,978円
100mm以上	23,760円	23,760円

令和2年6月～11月請求分までの6か月間、
水道料金の基本料金を減免します。
水道使用料の超過料金分(10m³を超えた使用)
は減免にはなりませんのでご注意ください。

※量水器口径は毎月お渡しの検針票の中段をご確認ください。
※一般的に、家庭用の量水器口径は13mm、20mmです。

手続き不要

問合せ 上下水道課
電話 0776-61-0277

◎事業継続応援給付金 (町内商工事業者対象)

1事業所 10万円を給付

売上げの落ち込みが深刻化している商工事業者を応援す
る給付金です。5月25日から順次交付予定。
交付の対象者や要件などの詳細は、
ホームページでご確認ください。

申請受付
5月18日～7月15日

問合せ 商工観光課 電話 0776-61-3921

給付金を装った詐欺、本町や総務省をかたった不審な電話などにご注意ください。

新型コロナウイルス感染症に関する永平寺町からのお知らせ

今後の状況により変更することがあります

■行事・イベントなどの中止

町主催のイベントや研修会、会議などは 5月31日まで、すべて中止

担当課：住民生活課 61-3945

5月17日(日) 粗大ごみ回収 中止 (松岡会場)

■施設の利用中止

担当課：農林課 61-3947

松岡農業構造改善センター、松岡多目的集会センター(ざおう荘)、

永平寺農家高齢者創作館、永平寺生活改善センターを 5月31日まで利用中止

担当課：生涯学習課 61-3400

各公民館、ふるさと学習館、永平寺緑の村ふれあいセンター、永平寺緑の村グラウンド、

サンサンホール、すべての体育館、松岡総合運動公園、上志比グラウンド、

テニスコート、河川公園、ファミリーパークを 5月31日まで利用中止

6月1日以降の利用申請書の提出は、当面の間FAXやメールにて受付

TEL 61-3400 FAX 61-2434 メール shogai@town.eiheiji.fukui.jp

担当課：福祉保健課 61-3920

松岡福祉総合センター(老人センター)、老人福祉センター(永寿苑)を 5月31日まで利用中止

永平寺温泉禅の里 5月6日まで休業

担当課：商工観光課 61-3921

吉峰寺キャンプ場、えい坊館を 5月31日まで利用中止

道の駅禅の里 5月6日まで休業

■小中学校

担当課：学校教育課 61-3937

入学式 5月7日

休校 当面の間、休校を継続

登校日 週1日の登校日(分散・短時間登校)を設定

担当課：生涯学習課 61-3400

スポーツ少年団活動は 5月31日まで中止

塾、スポーツクラブなどによる外出は自粛するようお願いします。

■放課後児童クラブ 担当課：子育て支援課 61-7250

5月7日以降当面の間、学校の教室を利用した運営(在宅可能な場合は、自粛協力依頼)

■児童館・子育て支援センター 担当課：子育て支援課 61-7250

5月31日まで休止

■幼稚園・幼児園 担当課：子育て支援課 61-7250

通常保育(家庭保育が可能な場合は、登園自粛協力依頼)

6月までの保護者・祖父母・地域の方が参加する園行事は中止または延期

■土・日・祝日の窓口業務 担当課：総務課 61-3941

上志比支所の日直 5月31日まで休止

■町立図書館 担当課：町立図書館 61-7117

5月31日まで臨時休館(6月1日は通常休館) ※返却はブックポストへ

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に関する支援策

●中小企業休業等要請協力金

県の休業等の要請に応じて要請期間中、休業または営業時間短縮に協力する事業者

協力金：1事業者50万円(個人事業主20万円)

※食事提供施設で営業時間短縮に応じた事業者は、1事業者25万円(個人事業主10万円)

対象となる施設や制度内容の詳細はお問合せください。

問合せ先：福井県緊急事態措置コールセンター TEL20-0766 9時～18時(休日も対応)

●持続化給付金(※国の補正予算成立後)

事業継続や再起の支援策として、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者

給付金：法人200万円以内、個人事業者等100万円以内

問合せ先：中小企業庁「中小企業金融・給付金相談窓口」 TEL0570-783183 平日・休日9時～19時

●雇用調整助成金

従業員の雇用を維持するため、従業員に支払った休業手当、賃金等に対して国や県の助成金が受けられます。

問合せ先：永平寺町商工会 TEL61-0456

福井県労働政策課雇用対策グループ TEL20-0390

●福井県新型コロナウイルス感染症対応資金

売上減少の中小企業者への資金繰り支援で、セーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者

融資限度額：3千万円 設備・運転資金10年以内(据置5年以内含む)

保証料：無料 利子：一定の条件を満たせば当初3年間県が全額負担

問合せ先 福井県産業政策課金融グループ TEL20-0373

●福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)

福井県新型コロナウイルス感染症対応資金を融資限度額まで利用し、さらに資金繰りが必要な事業者

融資限度額：8千万円 設備・運転資金10年以内(据置2年以内)

保証料：県が全額負担 利子：永平寺町が1年間全額負担 ※セーフティネット4号の認定必要

問合せ先：福井県産業政策課金融グループ TEL20-0373

●永平寺町中小企業資金融資

売上が減少した町内事業者 ※融資限度額以内で残債額を問わず重複して借入できます。

融資限度額：1,500万円 運転資金5年以内(据置6か月以内)

利子補給：1/2(上限0.5%)、保証料補給：1/2

問合せ先：永平寺町商工観光課 TEL61-3921

●日本政策金融公庫の融資

最近1か月の売上が前年比5%以上減少している事業者

小規模事業者向けのマル経融資など、商工会の経営指導を受け無担保・無保証人で融資可能。

問合せ先：永平寺町商工会 TEL61-0456

その他各種支援策について、町、県、経済産業省のホームページをご確認ください

町の最新情報は、町のホームページをご覧ください



感染症対策!

咳エチケット 手洗い

